

岩手県警察文庫規程

(昭和38年1月11日警察本部訓令第2号)

[沿革] 昭和61年10月警察本部訓令第13号最終改正
平成20年3月警察本部訓令第8号最終改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察文庫規程を次のように定める。

岩手県警察文庫規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、岩手県警察文庫(以下「警察文庫」という。)の設置ならびに運営管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 警察文庫は、職員(東北管区警察局岩手県情報通信部(以下「情報通信部」という。)の職員を含む。)の資質情操陶やに資するとともに、警察教養の一般的水準を高めるために設置する。

(文庫の管理)

第3条 警察文庫は、警務部人財育成課にこれを付置し、管理監督については、人財育成課長がその責に任ずるものとする。

(文庫の運営)

第4条 警察文庫の整備、購入図書の審査および運用についての基本方針は部課長会議(盛岡東警察署長を含む。)において定めるものとする。

(貸出種別)

第5条 警察文庫の図書は、次の貸出し区分によつてこれを利用せしめるものとする。

- (1) 個人貸出し 1回2冊以内 1週間以内返還
- (2) 団体貸出し 1課署30冊以内 20日以内返還
- (3) 巡回文庫 1回30冊以上 1署1ヶ月以内

(利用手続)

第6条 警察文庫の図書を借り受け、または返還するときは、一般執務時間内において、所定の簿冊に記帳し取扱担任者の確認を受けるものとする。

2 団体貸出しまたは巡回文庫を利用する場合の取扱責任者は、次長等並びに課の内部組織及び情報通信部はこれに準ずる者とする。

(備付簿冊)

第7条 警察文庫は、別表様式の簿冊を備え、確実に記帳整理してその利用状況を明らかにしておかなければならない。

(事故報告)

第8条 警察文庫の図書を利用中、紛失、毀損等事故が発生した場合は、その事由を具し、すみやかに管理責任者へ報告しなければならない。

(弁償)

第9条 警察文庫の図書を利用する者、取扱の不適正により事故を起したときは、これを弁償させることができるものとする。

(事務処理)

第10条 警察文庫に関する事務は、人財育成課においてこれを処理するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年1月11日から施行する。
- 2 岩手県警察文庫規程(昭和30年岩手県警察本部訓令第28号)は、廃止する。

}

中 略

}

附 則（昭和61年10月30日警察本部訓令第13号）
この訓令は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日警察本部訓令第8号）
この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

図 書 台 帳

登 録 番 号	書 名	規 格 数	購 入 年 月 日 額	発 行 者 所 名	備 考

図 書 利 用 簿

図 書 番 号	書 名	貸 出 日	利 用 者 所 属 氏 名	返 納 日	取 扱 認 確

団 体 利 用 申 込 書

利 用 団 体 名				所 属 長 印	印
利 用 期 間	月 日	日 間		代 表 取 扱	印
閱 覧 を 希 望 する 図 書 名					
処 理	貸 出 月 日	返 納 月 日	摘 要		取 扱 者
					印